

名簿販売事業者に対する個人情報の保護に関する法律 に基づく行政上の対応について

令和6年9月26日
個人情報保護委員会事務局

1 株式会社中央ビジネスサービス

NTTビジネスソリューションズ株式会社の元派遣社員Xが不正に持ち出した個人データの売却先として明らかとなつた株式会社中央ビジネスサービス（以下「中央ビジネス」という。）及びネクストステージ合同会社（以下「ネクストステージ」という。）に対して立入検査を実施した。その結果、当該元派遣社員Xからの個人データの取得、提供等に関する個人情報保護法違反が認められたため、本年9月、指導等を行つた。あわせて、中央ビジネスに関しては、以前、当委員会が実施した個人情報保護法に基づく報告徴収に対し、虚偽の報告をした事実が確認されたため、刑事告発を実施した。

事実関係		法律上の問題点
中央ビジネス	<ul style="list-style-type: none">平成28年から令和5年1月までの間、<u>多数回</u>、Xから個人データを購入し、令和4年3月までの間、同個人データを第三者に販売していた。Xから購入した個人データの合計数は<u>約650万人分</u>である。	<ul style="list-style-type: none">✓ 不適正取得（法第20条第1項）<ul style="list-style-type: none">Xが個人データの提供について本人の同意を得ておらず、法第27条第1項の規定に違反することを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、Xから個人情報を取得した。
	<ul style="list-style-type: none">Xから個人データを取得するに際し、初回取引時にのみ、口頭で「盗品ではない」旨を確認するにとどまっていた。	<ul style="list-style-type: none">✓ 第三者提供を受ける際の確認義務違反（法第30条第1項）<ul style="list-style-type: none">Xから個人データの提供を受けるに際し、Xが個人データを取得した経緯（取得先の別、取得行為の態様等）を確認しなかった。
	<ul style="list-style-type: none">当委員会からの報告徴収（個人情報保護法第146条第1項）に対し、「<u>R4.4/1～R5.6/30までの間、第三者から個人データの提供を受けた件数は0件</u>」と報告した。	<ul style="list-style-type: none">✓ 報告等の求めに対する虚偽報告（法第182条第1号、法第184条第1項第2号）<ul style="list-style-type: none">左記期間に、Xから個人データの提供を受けていたにもかかわらず、虚偽の報告をした。

2 ネクストステージ合同会社

事実関係	法律上の問題点
ネクストステージ	<ul style="list-style-type: none">令和元年～令和2年までの間、<u>合計6回</u>、Xから個人データを購入し、令和6年2月までの間、同個人データを第三者に販売していた。
	<ul style="list-style-type: none"><u>改正法が施行された令和4年4月以降も、Xから購入した個人データを第三者に販売していた。</u>
	<ul style="list-style-type: none">Xから個人データを取得するに際し、Xに「法に従い適正に入手したものである」旨の定型文をメールで送らせるにとどまっていた。